

東日本大震災への対応について

(中小企業退職金共済制度関係)

1 一般の中小企業退職金共済制度

【共済契約者（事業主）に対する特例】

- 掛金納付期限延長手続きの簡素化（平成23年4月から24年3月の掛金分）
通常の郵送・FAXに加え電話での受付
- 後納による割増金の免除（平成23年4月から最長12ヶ月間の掛金分）
本来の納付期限から1年以内に掛金を納付すれば後納割増金は免除
- 共済手帳再発行手続きの簡素化
通常 of 郵送・FAXに加え電話での受付
- 共済融資代理貸付の償還に関する特例
元金償還の据置、償還期限延長、延滞損害金の軽減・免除

【被共済者（従業員）に対する特例】

- 退職金（解約手当金）請求書再発行手続きの簡素化
通常 of 郵送・FAXに加え電話での受付
- 退職金請求書に添付する書類の代用
現住所又は本人を確認する書類を取得できない場合は、被共済者本人が住所や電話番号等を記載・申告する請求手続き確認書により代用
- 退職金支払い通知書紛失による再発行
申し出があれば申請書の提出により再発行可能

2 特定業種退職金共済制度（建設業、清酒製造業、林業）

【共済契約者（事業主）に対する特例】

- 共済手帳紛失による再交付に関する特例
共済手帳を紛失・損傷した場合、再交付可能
- 共済証紙紛失による再交付に関する特例
共済証紙を紛失・損傷した場合、再交付可能

【被共済者（従業員）に対する特例】

- 退職金請求書に添付する書類の代用
退職事由についての事業主証明を取得できない場合は、当該事業所の罹災証明書により代用等
- 退職金支払い通知書紛失による再発行
申し出により再発行可能
- 共済手帳紛失による再交付に関する特例

共済手帳を紛失・損傷した場合、再交付可能

3 共通

- 速やかな退職金支給のため、死亡推定の特例措置を実施（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号)」(5 月 2 日公布・施行) 第 80 条により措置。）

東日本大震災により行方不明となった被共済者のご家族が早期に生活を再建できるよう、3ヶ月間被共済者の所在が不明の場合には、1年後の民法の失踪宣告を待たず、地震の発生日（平成 23 年 3 月 11 日）に当該被共済者が亡くなったものと推定し、中退法の死亡に係る退職金の支給に関する規定を適用して退職金を支給することとする特例措置を実施